

議案第 1 0 7 号

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例

川崎市スポーツセンター条例（昭和 6 0 年川崎市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 施設専用利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設専用利用料

種 別				金 額				
				午 前	午後 1	午後 2	夜 間	全 日
				9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
入場料 を徴収 しない 場合		全面 利用	幸 高津 宮前 多摩 麻生	8,370円	9,970円	11,170円	12,770円	37,790円
			幸					

大体育室		半面利用	高津 宮前 多摩 麻生	4,180円	4,980円	5,580円	6,380円	18,890円
	入場料を徴収する場合		幸 高津 宮前 多摩 麻生	25,140円	30,070円	33,670円	38,320円	113,660円
小体育室			幸 高津	4,650円	5,450円	6,110円	6,910円	20,750円
			宮前 麻生	3,320円	3,850円	4,380円	5,040円	15,030円
			多摩	1,180円	1,460円	1,720円	1,990円	5,850円
第1 武道室			高津 多摩 麻生	1,180円	1,460円	1,720円	1,990円	5,850円
第2 武道室			高津 多摩 麻生	1,180円	1,460円	1,720円	1,990円	5,850円

研修室	高津 多摩 麻生	2,120円	2,120円	2,250円	2,790円	8,380円
第1研修室	幸	1,460円	1,590円	1,850円	2,120円	6,510円
	宮前	2,120円	2,120円	2,250円	2,790円	8,380円
第2研修室	幸	1,050円	1,180円	1,330円	1,850円	5,040円
	宮前	2,120円	2,120円	2,250円	2,790円	8,380円
第3研修室	幸	1,460円	1,590円	1,850円	2,120円	6,510円
軽運動室	幸	1,460円	1,590円	1,850円	2,120円	6,510円
種 別		単 位				金 額
温水プール	多摩	1コース1回2時間まで				3,990円
アーチェリー練習場	多摩	1回2時間まで				1,180円
野球場	多摩	1回2時間まで				3,320円
テニスコート	多摩	1面1回1時間まで				990円
テニスコート照明施設	多摩	1面1回1時間まで				1,050円

別表の2設備専用利用料の表中「1,210円」を「1,330円」に、「1,810円」を「1,990円」に改める。

別表の3個人利用料の表を次のように改める。

3 個人利用料

	金 額
--	-----

種 別		午 前	午後 1	午後 2	夜 間
		9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分
大体育室 小体育室 第1武道室 第2武道室 研修室 第1研修室 第2研修室 第3研修室 軽運動室	6歳以上18歳未満の者（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）入学前の者を除く。） 18歳以上の学生	130円	130円	130円	130円
	18歳以上の者（学生を除く。）	260円	260円	260円	260円
種 別		基本料金		超過料金	
トレーニング室（小学生（小学校に在学する者をいう。）が利用する場合にあっては、ボルダリングウォールに限る。）	6歳以上18歳未満の者（小学校入学前の者を除く。） 18歳以上の学生	1人1回3時間まで	130円	超過時間30分までごとに 21円	
	18歳以上の者（学生を除く。）	1人1回3時間まで	260円	超過時間30分までごとに 43円	
温水プール	3歳以上15歳未満の者 15歳以上の中学生（中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）	1人1回2時間まで	260円	超過時間30分までごとに 65円	

	15歳以上の者（中学生を除く。）	1人1回2時間まで 660円	超過時間30分までごとに 165円
--	------------------	-------------------	----------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

スポーツセンターの利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。